

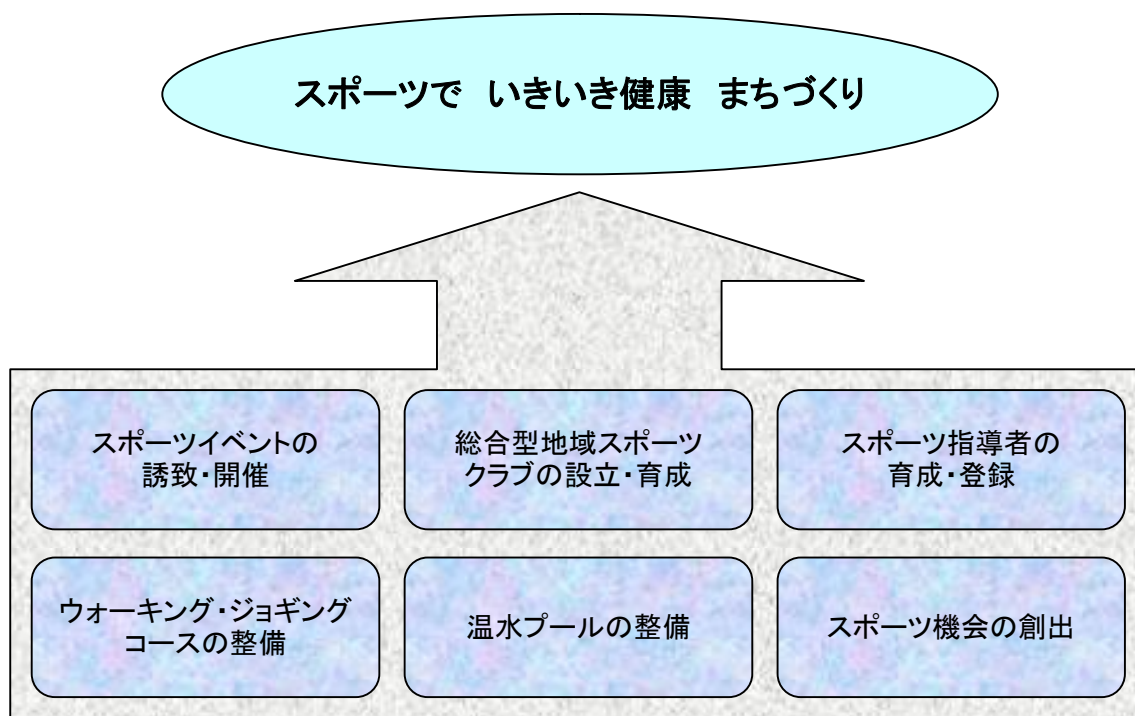
第5章 重点事業

基本理念の実現やプランの目標を達成するために、特に推進を強化する事業を6つ選定し、重点事業に位置づけます。

選定にあたっては、前回のプランにおいて重点事業であったものや、今次の4つのプラン目標を達成するべく、偏りがないように抽出しています。

これらの重点事業を中心として、「スポーツで いきいき健康 まちづくり」の実現を目指します。

1. スポーツイベントの誘致・開催
2. 総合型地域スポーツクラブの設立・育成
3. スポーツ指導者の育成・登録
4. ウォーキング・ジョギングコースの整備
5. 温水プールの整備
6. スポーツ機会の創出



第 1 節 スポーツイベントの誘致・開催

1. 事業の目的

各種大会や、さまざまなスポーツイベントを本市に誘致し、開催していくことは、市民がスポーツに親しむ機会が増え、スポーツ活動の活性化につながっていきます。

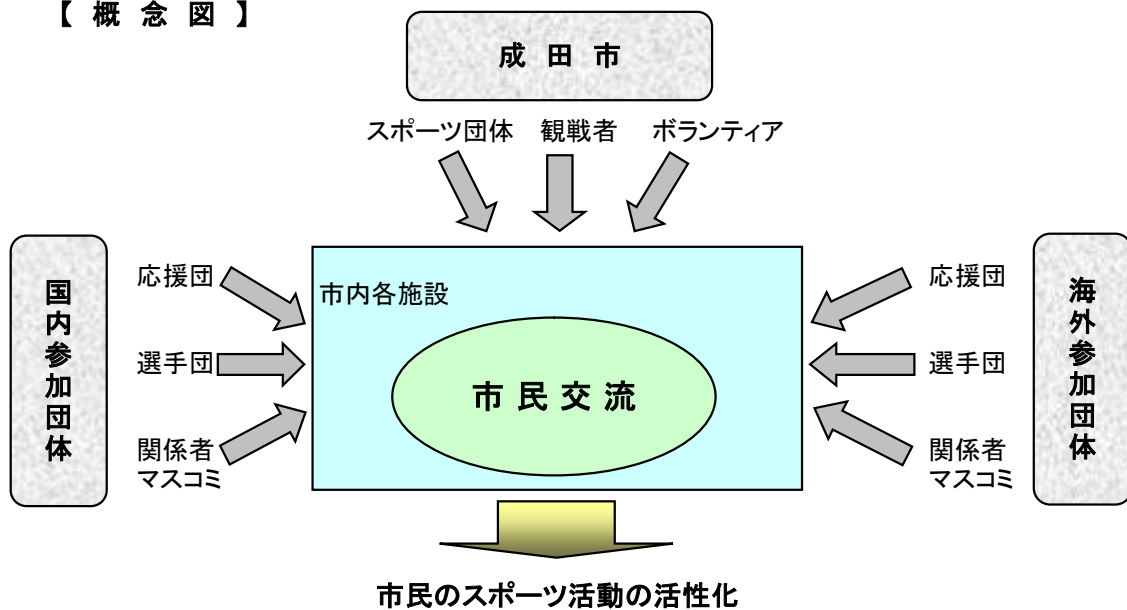
大規模スポーツやメジャースポーツに限ることなく、レベルの高いスポーツイベントを本市に積極的に誘致・開催するために、関係する団体やスポーツリーダー、市民ボランティアなどとの連携を図りながら、事業展開をします。

2. 事業の内容

■平成 26 年度全国高等学校総合体育大会の競技種目誘致・開催

市民の身近な場所でトップレベルの競技やゲームを観戦できる機会を提供するために、平成 26 年度に、南関東ブロック（千葉県・東京都・神奈川県・山梨県）での開催が決定している全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の千葉県開催種目の誘致・開催に努めます。

【 概 念 図 】



第2節 総合型地域スポーツクラブの設立・育成

1. 事業の目的

「総合型地域スポーツクラブ」とは、幅広い年齢層の市民が集まり、さまざまな目的やレベルにあわせて、複数種目のスポーツをする地域の拠点としての役割を担うクラブです。地域に根ざしたスポーツ活動の拠点を整備していくことは、本市のスポーツ活動の強化に必要なものであり、また、地域のコミュニティ活動の促進にもつながることが期待できます。

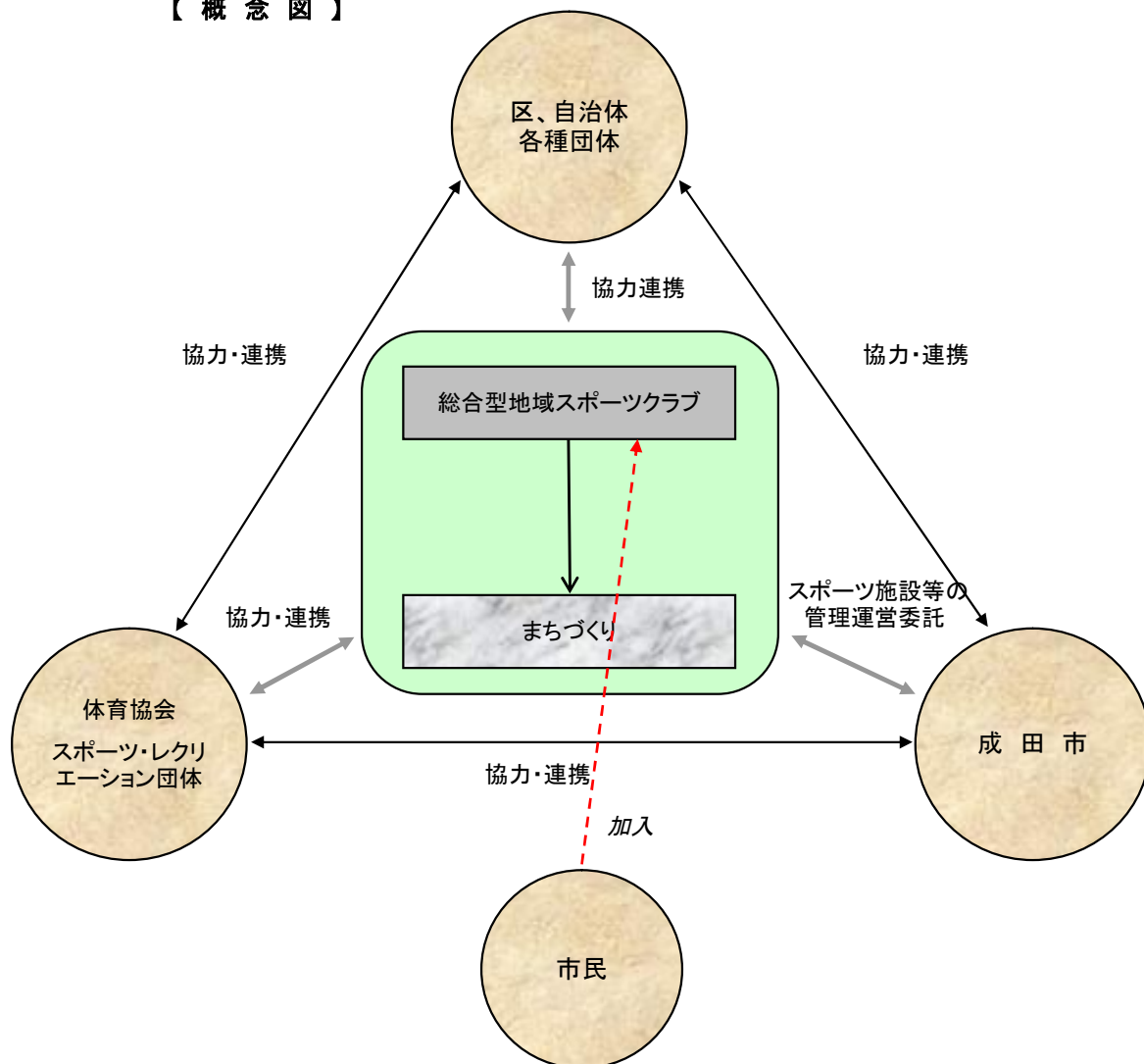
総合型地域スポーツクラブの設立・育成は国、県も推奨している事業であり、本市においてもその設立・育成に向け、体育協会やスポーツ・レクリエーション団体などと連携しながら、事業の推進を図ります。

2. 事業の内容

■総合型地域スポーツクラブの設立・育成

文部科学省の掲げるスポーツ振興基本計画の中で、総合型地域スポーツクラブは中学校区程度の地域で設立されることが望まれていることから、そのエリアにおいて市内にモデル地区を設定し、公共施設や学校統廃合により、利用されなくなる学校体育施設を活動拠点として活用することを視野に入れながら、総合型地域スポーツクラブを設立・育成します。

【 概 念 図 】



第3節 スポーツ指導者の育成・登録

1. 事業の目的

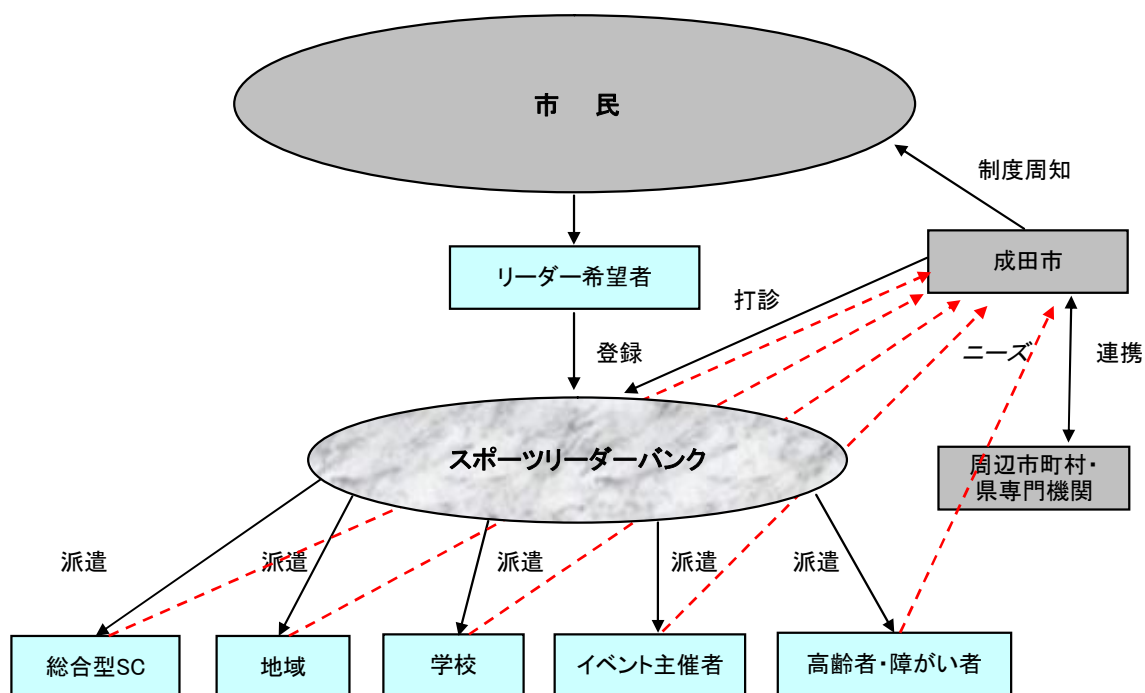
スポーツ活動の普及促進のため、市民が主体となって活動をしていくスポーツ指導者（リーダー）は、今後ますます重要度を増していきます。

技術・能力を提供する意思のある方が登録できる、スポーツリーダーバンク制度の充実、市民に協働の精神を広め、スポーツ活動の基盤の充実にもつながるため、スポーツ指導者の育成、及びスポーツリーダーバンクへの登録誘導に努めます。

2. 事業の内容

■スポーツリーダーバンクの充実

スポーツリーダーバンク制度の周知を図ります。また、リーダーバンク登録者および登録希望者が、スポーツ指導者講習会やスポーツプログラマー養成講習会などの研修に参加し、資格取得をすることを推奨することで、リーダーバンクにおいてスポーツに関する指導者資格を持った方が、多く登録され、バンク自体の質が向上するように努めます。



第4節 ウォーキング・ジョギングコースの整備

1. 事業の目的

ウォーキング・ジョギングは体内の脂肪を燃焼させる有酸素運動であり、生活習慣病の予防にもなることから、本市でも要望や実践者の多い種目です。

市民ニーズがあり、気軽に取り組むことのできるスポーツとして、快適かつ効果的に楽しめるよう、ウォーキング・ジョギングコースの整備を進めます。

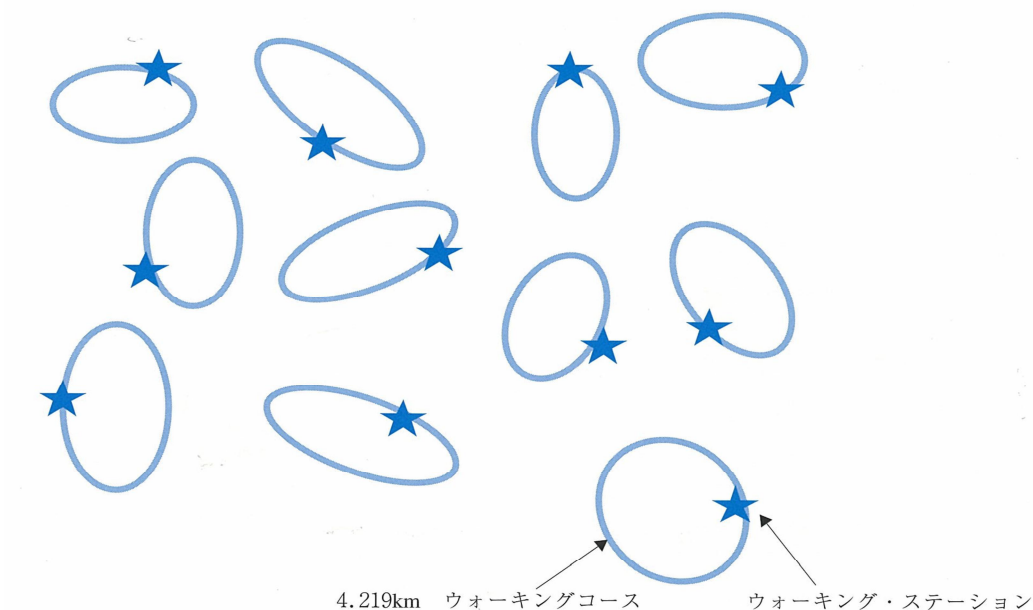
2. 事業の内容

■ウォーキングコース・ジョギングコースの整備

フルマラソンコース（42.195 km）の 1/10 の距離を目安として、ウォーキングコース・ジョギングコースを整備します。4.219 kmは1周 40～50 分程度で歩くことが可能であり、生活習慣病の予防に効果的のある、適度な歩行運動となることから、継続的に実施することにより、健康増進に役立てることができます。

コース設定は、各地区の特徴を活かしながら設置することとし、コースに公共施設を取り入れることで、利用者交流の場や安全なルートを提供します。

【概念図】



第5節 温水プールの整備

1. 事業の目的

水泳は水中で行う有酸素運動であり、ウォーキング・ジョギング同様に生活習慣病の予防となり、加えて膝腰などにかかる負担が軽減される効果があります。年間を通じて活用することのできる温水プールの整備は、市民の設置要望が非常に高くなっていることから、その整備を推進します。

2. 事業の内容

■温水プール（新清掃工場関連付帯施設）の整備

年間を通じて、市民が、健康の保持増進や身体の機能回復のためのスポーツ活動を行うことができるよう、新清掃工場関連付帯施設として、温水プールの整備を進めます。



新しくオープンした大谷津プール

第6節 スポーツ機会の創出

1. 事業の目的

市民が健康づくり、体力づくりをする上で、市に望むことの上位には、「健康診断・体力測定の実施」があり、健康維持・増進に強い関心を持っているといえます。

幅広い年齢層や立場の方が楽しめるニュースポーツやスポーツ・レクリエーションの普及により、スポーツを通して健康づくりに取り組む機会を創出します。

2. 事業の内容

■世代や立場に応じたスポーツ活動の推進

体育指導委員や保健推進員、スポーツリーダーバンク登録者などの体育関係者との連携により、幅広い市民が参加することのできる種目の普及や、体力・運動能力調査を行い、スポーツによる健康づくりの支援に努めます。



成人高齢者体力・運動能力調査